

京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条 人間・環境学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>共生人間学専攻 人間社会論講座、思想文化論講座、認知・行動科学講座、数理科学講座、言語科学講座、外国語教育論講座</u></p> <p><u>共生文明学専攻 現代文明論講座、比較文明論講座、文化・地域環境論講座、歴史文化社会論講座</u></p> <p><u>相関環境学専攻 共生社会環境論講座、分子・生命環境論講座、自然環境動態論講座、物質相関論講座</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(専攻長)</u></p> <p>第6条 <u>前条第1項の専攻に専攻長を置き、人間・環境学研究科の教授をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>3 <u>専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条 人間・環境学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>人間・環境学専攻 数理・情報科学講座、人間・社会・思想講座、芸術文化講座、認知・行動・健康科学講座、言語科学講座、東アジア文明講座、共生世界講座、文化・地域環境講座、物質科学講座、地球・生命環境講座</u></p> <p>2・3 (同 左)</p> <p><u>(学術越境センター)</u></p> <p>第6条 <u>人間・環境学研究科に、附属の教育研究施設として、学術越境センター（以下「センター」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>センターにセンター長を置き、人間・環境学研究科の専任の教授をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>センター長は、センターの業務をつかさどる。</u></p> <p>附 則 (令和5年達示第20号)</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>